

東京都立大学日本人学生等の経済的理由等による授業料減免取扱要綱実施細目

17 首都大学学第 1117 号

制定 平成 17 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱実施細目は、東京都立大学日本人学生等の経済的理由等による授業料減免取扱要綱（17 首都大学学第 2 号。以下「要綱」という。）第 8 条の規定に基づき、要綱の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(26 公大首学学第 577 号・全面改正、31 公大首学学第 420 号・一部改正、31 公大首学学第 480 号・一部改正)

(減免の対象学生)

第 2 条 要綱第 3 条第 2 項第 1 号に規定する「留年者」とは、一年を超えて同一学年に留まっている者及び減免を受けた期間と重複しない休学期間を除いた在学期間が最短修業期間を超えた者（次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に掲げる期間について減免を受けようとする場合の当該者を除く。）をいう。

イ 博士後期課程の学生で、在学期間のうち最短修業期間を超えた期間が 1 年未満の者 当該一年間

ロ 博士後期課程の学生で、在学期間のうち最短修業期間を超えた期間が 1 年以上 2 年未満であり、指導教員がやむを得ないと認めた者 当該一年間

ハ 本人の病気、留学、出産又は育児その他学長がやむを得ないと認めた事由のため留年した者 当該事由により同一学年に留まっている期間（育児を理由とする留年については 1 年を上限とする。）

2 要綱第 3 条第 2 項第 2 号に規定する「成績不振者」とは、次表に定める各申請年次における申請年次当初の通算修得単位数に満たない者をいう。

申請年次	3 年	4 年
申請年次当初の通算修得単位数	30 単位	60 単位

3 第 1 項ハに該当する事由がある者については、当該事由が発生した期間につき最短修業期間に加算した上で、減免の対象者であるかの判定を行う。

(25 公大首学学第 588 号・一部改正、26 公大首学学第 577 号・全面改正、4 都立大管学生第 445 号・一部改正)

(申請期限及び申請に係る書類の配布時期等)

第 3 条 要綱第 4 条第 2 項に規定する減免の申請期限等は、次表のとおりとする。

	前 期	後 期
実施に関する掲示	1 月下旬から	7 月中旬から
書類配布時期	2 月下旬から	7 月下旬から
申請受付期限	4 月上旬	9 月下旬
審査結果通知日	6 月上旬	11 月中旬

※ 給付奨学生に係る減免の申請受付期限・審査結果通知日は、給付奨学金の申込・継続申込・採用決定

の日程に基づき、学生サポートセンター長が別に定めるものとする。

(26公大首学学第577号・全面改正、31公大首学学第420号・一部改正、4都立大管学生第445号・一部改正)

(申請期限に係る特例)

第4条 要綱第4条第2項ただし書に規定する「やむを得ない理由」とは、次に掲げる場合又はそれに匹敵する程度の理由とする。

イ 学資負担者の死亡による家計の急変

ロ 天災その他の災害の被害による家計の急変

(26公大首学学第577号・全面改正)

(申請に係る添付書類)

第5条 要綱第4条第3項に規定する添付書類は、次表のとおりとし、その他必要に応じて学長が指定するものとする。

提出対象者	証明する事項	添付書類
全員	世帯員数が判断できる書類	世帯全員分の記載がある住民票記載事項証明書又は住民票の写し
全員	世帯員全員の所得を証明する書類	(1) 区市町村長の発行する直近年分の住民税課税証明書又は非課税証明書（収入金額、所得金額及び扶養人数に関する記載事項が省略されていないものに限る。） (2) 給与等所得者は、減免申請の直近年分の給与等所得の源泉徴収票 ※前期申請において、課税証明書の内容と異なる状況での申請が必要な場合 (3) 事業所得者等で確定申告を行った者は、確定申告書の控の写し ※前期申請において、課税証明書の内容と異なる状況での申請が必要な場合 (4) 各種年金受給者は、年金振込通知書、年金恩給等支払額証明書又は直近年の年金証書 (5) 労働者災害補償保険による給付を受けている者は、労働者災害補償保険年金証書又は年金振込通知書 (6) 失業している者は、雇用保険受給資格者証 (7) 生活保護を受けている者は、生活保護受給証明書 (8) 前年の中途又は当年に新たに就職した者は、最新の月収を証明する書類

該当する事項がある者のみ	所得の特別控除に該当する事項を証明する書類	(1) 高等学校、専修学校高等課程・専門課程、高等専門学校、短期大学又は大学の学部若しくは大学院の在學生は、その在学証明書 (2) 身体障害のある者は、身体障害者手帳の所要事項箇所の写し (3) 知的障害のある者は、愛の手帳等の所要事項箇所の写し又は医師の診断証書 (4) 被爆障害のある者は、被爆者健康手帳の所要事項箇所の写し (5) 長期療養者は、申請時において6か月以上の期間療養中であることが証明されている医師発行の診断書及び領収書等の経常的に支出している金額を証明できる書類
該当する事項がある者のみ	その他	(1) 被災者は、り災（被災）証明書 (2) 学資負担者が死亡した者は、除籍住民票記載事項証明書又は除籍住民票（住民票の除票）の写し

(26公大首学学第577号・全面改正)

2 前項にかかわらず、要綱第3条第1号内に定める給付奨学生について要綱第4条第3項に規定する添付書類は、次表のとおりとする。

提出対象者	証明する事項	添付書類
全員	日本学生支援機構の給付奨学生であることを確認できる書類	給付奨学金の採用候補者決定通知又は奨学生証の写し

(31公大首学学第420号・一部改正)

(代理人による申請)

第6条 要綱第4条第5項ただし書により代理人が申請をする場合は、申請者本人からの委任状を添えて申請を行わなければならない。

(26公大首学学第577号・全面改正)

(審査に係る世帯の判定)

第7条 要綱第6条に定める審査に係る世帯の判定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 世帯の構成は、原則として所得税法に関する証明書及び住民票に関する証明書により判定する。

(2) 母子・父子世帯の判定は、次のいずれにも該当しない世帯に属する申請者について、父又は母の生別、死別、生死不明等の事情が判断できる書類により行う。

ア 配偶者のいる兄弟姉妹がいる世帯

イ 18歳以上の兄弟姉妹（就学者を除く）、祖父母及び申請者の子以外の者がいる世帯

(3) 主たる家計支持者の別居の判定は、別居事情の判断できる書類により行う。

(4) 独立生計者の判定は、次に掲げる要件を全て満たした申請者に対して行うことができる。

ア 健康保険等において父母等の扶養親族ではないこと。

イ 父母等と別居していること。

ウ 本人（配偶者を含む。）の所得に関する課税証明が発行されること又は奨学金等により課税最低限を超える所得があることを確認できること。

(26公大首学学第577号・全面改正、31公大首学学第420号・一部改正)

(審査基準の解釈)

第8条 要綱第6条に定める審査基準の解釈運用において、疑義が生じた場合は、第一に日本学生支援機構の例により、第二に学生委員会の意見の順で判定する。

(25公大首学学第588号・一部改正、26公大首学学第577号・全面改正)

(取消)

第9条 要綱第7条第1号に該当する取り消しは、学生委員会の議を経ずに行うことができるものとする。

(31公大首学学第420号・一部改正)

(その他)

第10条 要綱及び実施細目に定める事項の解釈運用について疑義が生じた場合（前条に定める場合を除く。）は、その都度学生サポートセンター長が決定する。

(26公大首学学第577号・全面改正、31公大首学学第420号・一部改正)

附 則

この要綱実施細目は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月28日25公大首学学第588号）

この要綱実施細目は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月27日26公大首学学第577号）

この要綱実施細目は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月30日31公大首学学第420号）

この要綱実施細目は、令和2年1月30日から施行する。

附 則（令和2年3月27日31公大首学学第480号）

この要綱実施細目は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月1日4都立大管学生第445号）

この要綱実施細目は、令和5年1月1日から施行する。